

○福岡市建築基準法関係の手数料（令和7年4月1日現在）

区 分		手数料(円)
確認申請	建築物 * 1	3号確認等 30㎡以内 10,000
		30㎡超 ～ 100㎡以内 19,000
		100㎡超 ～ 200㎡以内 29,000
		3号確認等以外 30㎡以内 13,000
		30㎡超 ～ 100㎡以内 24,000
		100㎡超 ～ 200㎡以内 39,000
		200㎡超 ～ 300㎡以内 51,000
		300㎡超 ～ 1,000㎡以内 86,000
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内 117,000
	建築物 * 2	2,000㎡超 ～ 3,000㎡以内 192,000
		3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内 259,000
		5,000㎡超 ～ 7,000㎡以内 305,000
		7,000㎡超 ～ 10,000㎡以内 364,000
		10,000㎡超 ～ 15,000㎡以内 409,000
		15,000㎡超 ～ 20,000㎡以内 457,000
		20,000㎡超 ～ 50,000㎡以内 569,000
		50,000㎡超 ～ 100,000㎡以内 705,000
		100,000㎡超 879,000
		昇降機 14,000
		工作物 13,000
計画変更申請	建築物	変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する場合は、当該増加する部分の床面積を加算した面積とし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積とする。）で求めた確認申請＋構造計算適合性判定の手数料 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積とする。）で求めた確認申請＋構造計算適合性判定の手数料
		昇降機 9,000
		工作物 8,000
中間検査申請 * 2	建築物	30㎡以内 14,000
		30㎡超 ～ 100㎡以内 17,000
		100㎡超 ～ 200㎡以内 20,000
		200㎡超 ～ 300㎡以内 26,000
		300㎡超 ～ 1,000㎡以内 43,000
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内 60,000
		2,000㎡超 ～ 3,000㎡以内 93,000
		3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内 127,000
		5,000㎡超 ～ 7,000㎡以内 149,000
		7,000㎡超 ～ 10,000㎡以内 168,000
		10,000㎡超 ～ 15,000㎡以内 191,000
		15,000㎡超 ～ 20,000㎡以内 218,000
		20,000㎡超 ～ 50,000㎡以内 272,000
		50,000㎡超 ～ 100,000㎡以内 339,000
		100,000㎡超 436,000

区 分		手数料(円)
完了検査（中間検査済） 建築物 * 2	建築物	30㎡以内 14,000
		30㎡超 ～ 100㎡以内 18,000
		100㎡超 ～ 200㎡以内 22,000
		200㎡超 ～ 300㎡以内 29,000
		300㎡超 ～ 1,000㎡以内 51,000
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内 72,000
		2,000㎡超 ～ 3,000㎡以内 115,000
		3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内 160,000
		5,000㎡超 ～ 7,000㎡以内 191,000
		7,000㎡超 ～ 10,000㎡以内 213,000
		10,000㎡超 ～ 15,000㎡以内 248,000
		15,000㎡超 ～ 20,000㎡以内 283,000
		20,000㎡超 ～ 50,000㎡以内 350,000
		50,000㎡超 ～ 100,000㎡以内 437,000
		100,000㎡超 562,000
		昇降機 16,000
完了検査申請 建築物 * 2	建築物	30㎡以内 15,000
		30㎡超 ～ 100㎡以内 19,000
		100㎡超 ～ 200㎡以内 23,000
		200㎡超 ～ 300㎡以内 31,000
		300㎡超 ～ 1,000㎡以内 54,000
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内 77,000
		2,000㎡超 ～ 3,000㎡以内 123,000
		3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内 172,000
		5,000㎡超 ～ 7,000㎡以内 206,000
		7,000㎡超 ～ 10,000㎡以内 230,000
		10,000㎡超 ～ 15,000㎡以内 267,000
		15,000㎡超 ～ 20,000㎡以内 304,000
		20,000㎡超 ～ 50,000㎡以内 376,000
		50,000㎡超 ～ 100,000㎡以内 470,000
		100,000㎡超 603,000
		昇降機 18,000
		工作物 13,000
許可	許可	法43条2項2号、法44条1項2号、法53条5項3号 33,000
		法48条（用途地域） 180,000
		法85条6項、法87条の3第6項（仮設：許可期間1ヶ月以内） 60,000
		法85条6項、法87条の3第6項（仮設：許可期間1ヶ月超） 120,000
		法85条7項、法87条の3第7項（仮設：許可期間1年超） 160,000
		法86条3項（一団地） 220千円+28千円×（棟数－2）
		法86条4項、法86条の2第2項・3項（一団地） 220千円+28千円×（棟数－1）
		その他 160,000
	認定	法86条1項（一団地） 78千円+28千円×（棟数－2）
		法86条2項、法86条の2第1項（一団地） 78千円+28千円×（棟数－1）
		その他 27,000
		指定・変更 33,000
		仮使用認定 120,000
		各種証明 300
		一団地認定又は許可の取り消し 6,400円+12千円×（棟数）

* ：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る審査等に係る手数料は別途参照のこと。

* 1：3号建築物等とは、法第6条第1項第3号の建築物又は法第68条の10第1項の認定を受けた建築物

* 2：建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更（完了検査の場合を除く。）する場合、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1（構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積とする。）

* 3：法第20条第2項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされる建築物の部分である場合にあつては、当該建築物の部分をもって1棟とする。床面積は上記 * 2による。